

収容人員の算定要領

小野市消防本部予防課

令和 6 年 1 月 9 日

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 1 条の 3 に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

1 収容人員算定の基本

- (1) 消防法（以下「法」という。）第 8 条の適用については、棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が 2 以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）で算定すること。
- (2) 消防法施行令（以下「令」という。）第 2 4 条の適用については、棟単位で階の収容人員を合算した数、令第 2 5 条の適用については、階単位の収容人員とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い規則第 1 条の 3 の算定方法により算定すること。
- (4) 2 以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の 1 0 パーセント未満で、かつ、3 0 0 平方メートル未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い規則第 1 条の 3 の算定方法により算定すること。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業者の数の取扱いは、次によること。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者にあつては、従業者として扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、1 日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。従って、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数とは

しないこと。

ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 従業者の数が不明である場合は、防火対象物の用途、規模に応じて算定した数を従業者数とみなすこと。

(2) 令第24条及び令第25条の適用にあたっては、次のとおりとすること。

ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂及び会議室等は、当該部分を3平方メートルで除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が同一敷地内に存する従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

(3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際の1未満の端数は原則として切り捨てるものであること。ただし、令別表第1(5)項イの和式の宿泊室における算定の際に生じた端数については、切り上げること。

イ 廊下、階段及び便所等は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めないものであること。

(4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。

ア ソファ等はいす席

イ いす席相互を連結したいす席

ウ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席

エ 掘りごたつ

(5) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。

(6) 令別表第1に掲げる防火対象物において、一般住宅の用に供される部分については、収容人員に算定しないこと。

3 防火対象物の区分ごとの取扱い

令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途ごとの算定方法については、規則第 1 条の 3 中の表によるほか、別表によること。

別表 防火対象物の区分ごとの算定方法

規則第1条の3表		備考
令別表第1	算定方法	
(1) 項	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 <u>従業者の数</u></p> <p>二 <u>客席の部分</u>ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数</p> <p>イ <u>固定式のいす席</u>を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>ロ <u>立見席を設ける部分</u>に^{※4}については、当該部分の<u>床面積</u>を0.2m²で除して得た数</p> <p>ハ <u>その他の部分</u>については、当該部分の床面積を0.5m²で除して得た数</p>	<p>1 「従業者の数」 2 (1)によること。</p> <p>2 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれる。</p> <p>3 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定置に固定される構造のものをいうが、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものも固定式のいすとみなされる。これはいすの使用様態が事実上固定的に使用されることからそのように解釈するものである。したがって同一場所に常置されるもののうち、容易に移動できるものは固定式のいすとはみなされない。</p> <p>4 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいう。いす席の後方にあることが多い。いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まれない。</p> <p>5 立見席を設ける部分の床面積を0.2m²で除する場合は、「客席の部分ごとに」とあるので、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算するものであり、その合算前の数値において端数が生じた場合は切り捨てること。</p> <p>6 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風さじき、国技館のます席などをいう。</p>

<p>(2) 項 及び (3) 項</p>	<p>その他のもの</p>	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 <u>従業者の数</u></p> <p>二 <u>客席の部分</u>ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数</p> <p>イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>ロ <u>その他の部分</u>については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p>	<p>1 「従業者の数」</p> <p>2 (1) による 注) 「従業者」には、従業者以外の同居の家族は含まない。</p> <p>2 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス、待合等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入しない部分を除いた部分をいう</p> <p>3 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。</p>
<p>(4) 項</p>		<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 <u>従業者の数</u></p> <p>二 <u>主として従業者以外の者の使用に供する部分</u>について次のイ及びロによって算定した数の合計数</p> <p>イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p> <p>ロ <u>その他の部分</u>については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数</p>	<p>1 「従業者の数」</p> <p>2 (1) による 注) 外商関係者は、長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として取り扱うこと。</p> <p>2 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便に供する部分(便所等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分や通路部分も含まれるが、事務所、従業員のロッカー室、商品置場などは含まれないこと。</p> <p>3 「その他の部分」には、ショーケース、陳列棚、固定いす等を置いている部分も床面積に含めること。</p>

<p>(5) 項</p> <p>イに掲げるもの</p>	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 <u>従業者の数</u></p> <p>二 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数</p> <p>イ <u>洋式の宿泊室</u>については、当該宿泊室にある<u>ベッドの数</u>に対応する数</p> <p>ロ <u>和式の宿泊室</u>については、当該宿泊室の床面積を6㎡（<u>簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるもの</u>）にあつては、3㎡）で除して得た数</p> <p>三 <u>集会、飲食又は休憩の用に供する部分</u>について次のイ及びロによって算定した数の合計数</p> <p>イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p>	<p>1 「従業者の数」</p> <p>2 (1) によること。</p> <p>2 ダブルベッド又は2段ベッドについては、ベッドの数を2として算定すること。</p> <p>3 和式の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まず、畳の部分に限定すること。ただし、前室は宿泊室の一部として取り扱うこと。</p> <p>4 「簡易宿所」とは、ユースホテル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいうものであること。</p> <p>5 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊されることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。</p> <p>6 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行い、端数が出た場合には切り上げること。 簡易宿所等で各室が3㎡未満である場合には、当該室の床面積に関わらず1室につき1人として算定すること。</p> <p>7 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかかなものは、この限りでない。</p> <p>8 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の収容人員は算入しないものとする。こと。 ただし、令第24条及び令第25条の規定の適用にあつては、当該部分の収容人員を算定すること。</p>
-----------------------------	--	--

<p>(5) 項</p>	<p>ロに掲げるもの</p>	<p>居住者の数により算定する。</p>	<p>1 「住居者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいう。</p> <p>2 消防同意時等において、実態把握が困難な共同住宅等にあつては、次の(1)又は(2)により算定を行うものとする。</p> <p>(1) 住戸タイプ別の算定住居者については、次表による。</p> <table border="1" data-bbox="978 488 1492 880"> <thead> <tr> <th>住戸のタイプ</th> <th>算定人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1R (ワンルーム)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>1K、1DK、1LDK 2DK</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>2LDK、3DK</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>3LDK、4DK</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>4LDK、5DK</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※以降、1室増すごとに1人増加する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 賃貸契約等により、一つ住居における住居者数をあらかじめ定められている場合は、当該住居者数とすることができる。</p> <p>3 上記2により収容人員を算定した場合であっても、竣工後は、実態に即した住居者数とすることができる。</p>	住戸のタイプ	算定人数	1R (ワンルーム)	1人	1K、1DK、1LDK 2DK	2人	2LDK、3DK	3人	3LDK、4DK	4人	4LDK、5DK	5人	※以降、1室増すごとに1人増加する。	
住戸のタイプ	算定人数																
1R (ワンルーム)	1人																
1K、1DK、1LDK 2DK	2人																
2LDK、3DK	3人																
3LDK、4DK	4人																
4LDK、5DK	5人																
※以降、1室増すごとに1人増加する。																	
<p>(6) 項</p>	<p>イ</p>	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数</p> <p>二 病室内にある病床の数</p> <p>三 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数</p>	<p>1 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まないものとする。</p> <p>2 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数とする。</p> <p>3 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。</p> <p>4 産婦人科病院の場合にあつては、未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドも病床の数に含まれること。</p> <p>5 廊下が待合室にしている場合は、建築基準法施行令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分で待合の用に供する部分を3㎡で除して収容人員を算定すること。</p> <p>6 予約診療制度を実施している場合も規則第1条の3によって、収容人員の算定すること。</p>														

(6) 項	ロ及びハ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。	老人福祉センター等で、当該地域の老人等が登録すれば自由に入ることができる場合は、前記の者が一時に使用する最大人数とすること。
	ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。	「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する人数とすること。
(7) 項		教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。	1 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する人数とすること。 2 上記1で算定した者が、移動して使用する独立用途部分（講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室、遊技教室及びこれらに類する用に供するもの。）については、一時に使用する最大人数とすること。（令25条の規定の適用の判定をする場合に限る。）
(8) 項		従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。	
(9) 項		従業者の数と、 <u>浴場</u> 、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。	1 「浴場」とは浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まないものとする。 2 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するのの場合は、その浴室をいう。
(11) 項		神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。	
(10) 項 及び (12) 項から (14) 項まで		従業者の数により算定する。	
(15) 項		従業者の数と、 <u>主として従業者以外の者の使用に供する部分</u> の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。	1 「従業員」の数は、現に在籍する人数とすること。 1 上記1で算定したものが、移動して使用する独立用途部分（食堂、休憩室、会議室、及びこれらに類する用に供するもの。）については、「主として従業員以外の者の使用に供する部分」の例により算定すること。（令25条の規定の適用の判定をする場合に限る。）

(17) 項	床面積を 5 m ² で除して得た数により算定する。	
(16) 項 及び (16の2) 項	同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する。	